

青森市地域福祉計画改訂に向けた方向性（現計画：H28～H32）

改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）のポイント

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定【第 4 条】

地域福祉の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や地域関係者による①把握及び、②関係機関との連携等による解決 が図られることを目指す旨を明記。

2 この理念を実現するため、市町村が以下の包括的支援体制づくりに努める旨を規定【第 106 条の 3】

- ① 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ② 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備
- ③ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備

3 地域福祉計画の充実【第 107 条】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。



《計画に盛り込むべき項目》

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【追加】
 - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項【追加】
- ※従来の上記②から④に加えて、新たに①及び⑤が追加

その他の要因

「青森市総合計画」の策定